

奈良県告示第四百六十五号

次の奈良県指定有形文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）第二十七条第一項の規定により、令和元年七月二十三日付け文部科学省告示第二十六号で重要文化財に指定されたので、奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第五条第三項の規定により、同物件の県指定は同日付けで解除された。

令和二年三月十三日

奈良県知事 荒井正吾

絵画の部

名 称	員数	所有者・住所	所在地	県指定告示年月日
絹本着色東大寺縁起図	二幅	東大寺 奈良市雑司町四〇六一	奈良市雑司町四〇六一	平成六年三月二十五日